

地方独立行政法人の中期目標及び中期計画について

1 概要

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長（知事）は法人に対し、法人が達成すべき業務運営に関する目標（中期目標）を指示し、法人は、この目標に基づき、目標を達成するための計画（中期計画）を作成し、これに基づいて業務を遂行していく仕組みとなっている。

中期目標及び中期計画に記載すべき事項は、地方独立行政法人法第 25 条及び第 26 条に規定されている。

2 中期目標及び中期計画に掲げる事項（法定事項）

中期目標（法第 25 条）	中期計画(法第 26 条)
1 中期目標の期間(3 年以上 5 年以下の期間)	—
2 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項	1 住民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
3 業務運営の改善及び効率化に関する事項	2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
4 財務内容の改善に関する事項	3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
	4 短期借入金の限度額
	5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	6 剰余金の使途
5 その他業務運営に関する重要事項	7 料金に関する事項
	8 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 先行事例の記載例

- 中期目標（項目）別紙 1
- 中期計画（項目）別紙 2

他府県の中期目標の記載事項

	大阪府	宮城県	岡山県	山形県・酒田市	静岡県
法人設立時期	H18. 4	H18. 4	H19. 4	H20. 4	H21. 4
中期目標議決	H18. 3	H18. 3	H19. 2	H20. 3	H20. 9
定款議決	H17. 3	H17. 6	H18. 9	H19. 10	H19. 6
前文	これまでの役割 現在求められている役割 使命と責務 厳しい経営状況 法人設立までの経緯 今後の方向性	これまでの役割 法人移行の理由 法人移行後求められる姿勢	これまでの経緯と役割 現在の状況 法人移行の理由 法人移行後の基本的な役割	これまでの役割 自治体病院を取り巻く環境 自治体病院に関する国の動き 法人設立までの経緯 法人移行後の基本的な役割	これまでの役割 現状 県立病院の使命
中期目標の期間	H18.4.1～H23.3.31の5年間	H18.4～H22.3の4年間	H19.4.1～H24.3.31の5年間	H20.4.1～H24.3.31の4年間	H21.4.1～H26.3.31の5年間
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	○ 基本的な方向性 ○ 5 病院の基本的な機能（表） 1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上 ① 高度専門医療の充実 ② 診療機能の充実 ③ 機器の計画的な更新・整備 ④ 優れた医療スタッフの確保 ⑤ 医師の人材確保 ⑥ 看護師、医療技術職の専門性向上 ⑦ 診療サージスの効果的な提供 ⑧ 病床利用率・紹介率の向上、リハビリ病棟の医療施策推進における役割の発揮 ⑨ 災害時における医療協力 ⑩ 医療施策の実施機関としての役割 ⑪ 調査・臨床研究の推進 2 患者・府民サービスの一層の向上 ① 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等 ② 院内環境の快適性向上 ③ 患者の利便性向上 ④ NPO・ボランティアとの協働によるサービス向上の取組み 3 より安心できる質の高い医療の提供 ① 医療安全対策の徹底 ② より質の高い医療の提供 E BM、クリニカルパス ③ 患者中心の医療の実践 インフォメーション、コメント、サポーター ④ 法令・行動規範の遵守（コプライアンス） ⑤ 電子カルテシステムの導入 4 府域の医療水準の向上への貢献 ① 地域医療への貢献 ② 教育研修の推進 ③ 府民への保健医療情報の提供・発信	1 診療事業 ① 質の高い医療の提供 政策医療の適切な実施、クリニカルパス、E BM、地域医療支援病院の承認、病院機能評価 ② 患者の視点に立った医療の提供 セカンドオピニオン ③ 患者が安心してできる医療の提供 医療倫理、医療安全対策 2 成育支援事業 子どもの成長・発達の支援、入院・通院中の経済的・社会的問題の解決・調整 3 臨床研修事業 科学的根拠となるデータの集積とエビデンスの形成、質の高い治療の推進 4 教育研修事業 質の高い医療従事者の養成、研修医・レジデントの受入数の増加（平成17年度比） 5 災害時における活動	1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮 ① 政策的医療の推進 精神科救急、医療観察法への対応 ② 県内精神科医療水準の向上 従事者の資質向上、関係機関への助言 ③ 県民の精神保健医療福祉の向上 ④ 災害対策への協力 2 患者や家族の視点に立った医療の提供 ① 患者権利に配慮した医療の提供 法令遵守 ② 患者・家族の満足度の向上 ③ 診療情報の適正管理と開示の推進 3 医療の質及び安全の確保 ① 医療水準の維持・向上 優れたスタッフの確保・養成 ② 医療安全対策の徹底 ③ 医療の質、安全対策の検証 病院機能評価 4 患者の社会参加に向けての取組みの強化	1 医療機能の統合再編・施設整備 ① 統合再編後の医療機能 ② 施設整備 ③ 施設整備完了時までの診療計画 2 高度専門医療の提供・医療水準の向上 ① 高度専門医療の充実 ② 診療体制の整備 ③ 高度医療機器の計画的な更新・整備 ④ 災害時における協力 ⑤ 政策医療の実施 ⑥ 優れたスタッフの確保 ⑦ 優秀な医師の確保と医師の負担軽減 ⑧ 看護師・医療技術職の専門性の向上 ⑨ 事務職員の確保と資質向上 ⑩ 医療サービスの効果的な提供 ⑪ 地域連携の推進 ⑫ クリニカルパスの活用 ⑬ 教育研修事業の充実 ⑭ 庄内地域における医療水準の向上 ⑮ 住民の意識の啓発 3 患者・住民サービスの一層の向上 待ち時間短縮、患者の利便性向上等 4 統合再編に関する住民への広報 移行期の診療体制等の情報提供 5 法令等の遵守と情報公開の推進	1 医療の提供 ① 基本的な診療姿勢 ② 県立病院が担う役割 ③ 県立病院が重点的に取り組む医療 2 医療に関する調査及び研究 ① 診療等の情報の活用 ② 県民への情報提供の充実 ③ 産学官連携等への協力 3 医療に関する技術者の研修 ① 医療従事者の研修の充実 ② 医師の卒後臨床研修等の充実 ③ 知識や技術の普及 4 医療に関する地域への支援 ① 地域医療への支援 ② 公的医療機関への医師の派遣協力 ③ 社会的な要請への協力 5 災害等における医療救護 ① 医療救護活動の拠点機能 ② 他県等の医療救護の協力

業務運営の改善及び効率化に関する事項	大阪府	宮城県	岡山県	山形県・酒田市	静岡県
	<p>1 運営管理体制の確立 効率的・効果的な運営管理体制の構築</p> <p>2 効率的・効果的な業務運営 (1)事務部門等の再構築 ITの活用、アウトソーシングの拡大 (2)診療体制・人員配置の弾力的運用 常勤以外の雇用形態等多様な専門職の活用 (3)職員の職務能力の向上 キャリアパス (4)人事評価システムの導入 (5)業績・能力を反映した給与制度 職務給・能率給の原則 (6)多様な契約手法の活用 SPD、複合契約、複数年契約 (7)予算執行の弾力化等 予算科目・年度間の弾力的運用 (8)収入の確保と費用の節減 ①収入確保 病床利用率・高度医療機器稼働率の向上、診療報酬請求漏れ防止、未収金対策 ②経費節減 SPD導入、後発医薬品の採用促進</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立 ①効率的な業務運営体制の構築 ②業務見直し体制の整備</p> <p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善 (1)医療資源の有効活用 病床利用率・医療機器稼働率の向上 (2)業務運営コストの節減等 医薬品等の購入方法の見直し、材料費等の経費節減、人件費率＋委託費率等の対業収比の抑制 (3)財務分析の実施 (4)外部評価の活用等</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立 ①効率的な業務運営体制の構築 ②業務見直し体制の整備</p> <p>2 業務内容の見直しによる収支改善 予算の弾力的執行、民間委託の推進</p>	<p>1 弾力的な運営体制の確立</p> <p>2 診療体制、人員配置の弾力的運用 常勤以外の雇用形態等多様な専門職の活用</p> <p>3 収益の増 病床利用率、医療機器稼働率等の目標値設定</p> <p>4 費用の節減 人件費、材料費、経費について、医療収益比率等の目標値設定要請</p>	<p>1 簡素で効率的な組織づくり</p> <p>2 効率的な業務運営の実現</p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成</p> <p>5 就労環境の向上</p>
財務内容の改善に関する事項	<p>「業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した予算の作成と適切な実施により、経常収支比率100%程度に</p>	<p>「業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項の徹底</p>	<p>1 経常収支比率の均衡 「業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画・年度計画を作成し、経常収支比率100%以上を達成</p> <p>2 資金収支の均衡</p>	<p>1 経常収支比率の均衡 「業務運営の改善及び効率化に関する事項」で定めた事項に配慮した中期計画・年度計画を作成し、経常収支比率100%以上を達成</p> <p>2 資金収支の均衡</p>	<p>地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かした業務運営の改善や効率化を進め、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率100%以上</p>
その他業務運営に関する事項	<p>1 病院の施設整備の推進 ○精神医療センター 建て替えによる再編整備の計画的推進(平成22年度中を目標) ○成人病センター 建て替えに必要な検討の推進</p> <p>2 大阪府立身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合</p>	<p>1 人事に関する計画 医療従事者の適切な配置 必要な人材の育成や能力開発、職員の業務を適切に評価し、かつ、透明性・公平性を確保することができるシステムの確立</p> <p>2 職員の就労環境の整備 定期的な職員の満足度調査やメンタルケアの実施</p> <p>3 医療機器・施設整備に関する事項</p> <p>4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p>	<p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>2 人事に関する計画 職員の業務能力を的確に反映した人事管理</p> <p>3 職員の就労環境の整備 定期的な職員のメンタルヘルスマスクケアの実施</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>2 職員の就労環境の整備 柔軟な勤務形態の導入</p> <p>3 医療機器・施設整備に関する事項</p> <p>4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p>	<p>県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。</p>

先行法人の中期計画の記載事項

	地方独立行政法人大阪府立病院機構	地方独立行政法人宮城県立こども病院	地方独立行政法人岡山県精神科医療セレクト	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	地方独立行政法人静岡県立病院機構
はじめに	なし	中期目標の達成 法人運営のスタンス	中期目標の達成	なし	中期目標の達成
中期計画の期間	なし	なし	平成19年4月1日から平成24年3月31日までの5年間とする。	なし	なし
住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	<p>1 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 高度専門医療の充実（診療機能の充実、高度医療機器の計画的な更新・整備）</p> <p>(2) 優れた医療スタッフの確保（医師の人材確保、看護師・医療技術職の専門性向上）</p> <p>(3) 医療サービスの効果的な提供（病床利用率の向上、紹介率の向上、入院医療の標準化）</p> <p>(4) 府の医療施策推進における役割の発揮（災害時における医療協力、医療施策の実施機関としての役割、調査及び臨床研究の推進）</p> <p>2 患者・府民サービスの向上</p> <p>(1) 待ち時間及び検査・手術待ちの改善等（待ち時間の改善、検査待ちの改善、手術待ちの改善）</p> <p>(2) 院内環境の快適性向上（院内施設の改善、病院給食の改善）</p> <p>(3) 患者の利便性向上</p> <p>(4) NPO・ボランティアとの協働によるサービスの受入れ</p> <p>3 より安心で信頼できる質の高い医療の提供</p> <p>(1) 医療安全対策の徹底（院内感染、医療事故）</p> <p>(2) より質の高い医療の提供（医療の標準化と最適な医療の提供、診療データの蓄積・分析による質の向上）</p> <p>(3) 患者中心の医療の実践</p> <p>(4) 法令・行動規範の遵守（医療倫理の確立等、診療情報の適正な管理）</p> <p>(5) 電子カルテシステムの導入</p> <p>4 府域の医療水準の向上への貢献</p> <p>(1) 地域医療への貢献</p> <p>(2) 教育研修の推進</p> <p>(3) 府民への保健医療情報の提供・発信</p>	<p>1 診療事業</p> <p>(1) 質の高い医療の提供（高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施、リカバリーの活用、EBMの推進、退院サマリーの作成、病診・病連携の推進等、財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の認定）</p> <p>(2) 患者・家族の視点に立った医療の提供（分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり、カド・レ・ポの実施、患者の価値観の尊重）</p> <p>(3) 患者が安心できる医療の提供（医療倫理の確立、医療安全対策の充実、救急医療の充実）</p> <p>2 成育支援事業</p> <p>(1) 患児への支援</p> <p>(2) 家族への支援</p> <p>(3) アメニティの向上</p> <p>(4) 地域の医療機関や保険・福祉機関等との連携</p> <p>(5) ボランティアの受け入れ</p> <p>3 臨床研究事業</p> <p>(1) 臨床研究の推進</p> <p>(2) 治験の推進</p> <p>4 教育研修事業</p> <p>(1) 質の高い医療従事者の養成（質の高い臨床研修医やレジデントの養成、臨床研究支援体制の充実）</p> <p>(2) 地域医療に貢献する研修事業の実施</p> <p>5 災害時における活動</p>	<p>1 県内精神科医療の中核病院としての役割の発揮</p> <p>(1) 専門的精神科医療の提供</p> <p>(2) 岡山県精神科救急医療システムの中核病院</p> <p>(3) 司法精神科医学・医療の中心的役割</p> <p>(4) 精神科医師不在地域への対応</p> <p>(5) 教育研修の推進</p> <p>(6) 調査・臨床研究の推進</p> <p>(7) 地域貢献の推進（関係機関への助言等、職員への派遣、講習会等の開催、地域住民等との交流促進）</p> <p>(8) 災害対策への協力</p> <p>2 患者や家族の視点に立った医療の提供</p> <p>(1) 患者の権利擁護（権利等の周知、インフォームド・コンセントの徹底、カド・レ・ポの実施、プライバシー保護の徹底）</p> <p>(2) 患者サービスの向上（サービス向上委員会（仮称）の設置、患者意見の尊重、全職員を対象とした研修の実施、入院診療計画・退院指導の充実、入院案内の充実、外来待ち時間の短縮、ボランティア活動の推進）</p> <p>(3) 医療サービスの効果的な提供（病床利用率、平均在院日数、地域の関係機関との連携）</p> <p>(4) 診療情報の適正な管理と情報開示の推進（診療情報の適正な管理、ホームページの充実、疾病を正しく理解する支援プログラムの充実）</p> <p>3 医療の質及び安全の確保</p> <p>(1) 医療水準の維持・向上（医療スタッフの確保、研修制度の充実、職員の資格取得に対するサポート体制の整備）</p> <p>(2) 医療安全対策の徹底（リスクマネジメントの強化、潜在的事故要因の把握と対策、医療安全管理に関する情報の共有化）</p> <p>(3) 病院機能評価の認定取得</p> <p>4 患者の社会参加へ向けての取組みの強化</p> <p>(1) リハビリテーションの充実（作業療法機能、精神保健福祉相談機能、デイケア・ナイトケア機能）</p> <p>(2) 訪問活動等の充実（訪問介護、訪問診療、電話医療相談）</p>	<p>1 医療機能の統合再編及び施設整備</p> <p>(1) 統合再編後の医療機能</p> <p>(2) 施設整備</p> <p>(3) 施設整備完了までの診療計画</p> <p>2 高度専門医療の提供及び医療水準の向上</p> <p>(1) 高度専門医療の充実（診療体制の整備、高度医療機器の計画的な更新・整備、災害時における協力、政策医療の実施）</p> <p>(2) 優れたスタッフの確保（優秀な医師の確保と医師の負荷軽減、看護職及び医療技術職の専門性の向上、事務職員の確保と専門性の向上）</p> <p>(3) 医療サービスの効果的な提供（地域連携の推進、クリティカルパスの活用）</p> <p>(4) 教育研修事業の充実（庄内地域における医療水準の向上、住民の意識の啓発）</p> <p>3 患者・住民サービスの向上</p> <p>4 統合再編に関する住民への広報</p> <p>5 法令等の遵守と情報公開の推進</p>	<p>1 医療の提供</p> <p>(1) 基本的な診療姿勢</p> <p>(2) 県立病院が担う役割</p> <p>(3) 県立病院が重点的に取り組む医療</p> <p>2 医療に関する調査及び研究</p> <p>(1) 診療等の情報の活用</p> <p>(2) 県民への情報提供の充実</p> <p>(3) 産学官連携等への協力</p> <p>3 医療に関する技術者の研修</p> <p>(1) 医療従事者の研修の充実</p> <p>(2) 医師の卒後臨床研修等の充実</p> <p>(3) 知識や技術の普及</p> <p>4 医療に関する地域への支援</p> <p>(1) 地域利用への支援</p> <p>(2) 公的医療機関への医師の派遣協力</p> <p>(3) 社会的な要請への協力</p> <p>5 災害時における医療救護</p> <p>(1) 医療救護活動の拠点機能</p> <p>(2) 他県等の医療救護への協力</p> <p>6 中期目標達成のために不可欠な人材の確保及び育成</p>

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	地方独立行政法人大阪府立病院機構	地方独立行政法人宮城県立こども病院	地方独立行政法人岡山県精神医療機構	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構	地方独立行政法人静岡県立病院機構
<p>1 運営管理体制の確立</p> <p>2 効率的・効果的な業務運営</p> <p>(1)事務部門等の再構築</p> <p>(2)診療体制・人員配置の弾力的運用</p> <p>(3)職員の職務能力の向上</p> <p>(4)人事評価システムの導入</p> <p>(5)業績・能力を反映した給与制度</p> <p>(6)多様な契約手法の活用</p> <p>(7)予算執行の弾力化等(予算執行の弾力化、病院別の財務状況の把握及びリソースの導入)</p> <p>(8)収入の確保と費用の節減(収入確保、経費節減)</p>	<p>1 効率的・効果的な業務運営体制の確立</p> <p>(1)効率的・効果的な組織の構築</p> <p>(2)職員の配置</p> <p>(3)職員の業務評価等の適切な実施</p> <p>2 業務運営の見直しや効率化による収支改善</p> <p>(1)医療資源の有効活用(病床の効果的な利用の推進)</p> <p>(2)業務運営コストの節減等(材料費率等、人件費率等、修繕費)</p> <p>(3)財務分析の実施</p> <p>(4)外部評価の活用等</p>	<p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>(1)管理体制の構築</p> <p>(2)意思決定の迅速化</p> <p>(3)職員の適正配置</p> <p>(4)機動的な運営</p> <p>(5)職員参画による病院経営</p> <p>2 業務内容の見直しによる収支改善</p> <p>(1)予算執行の弾力化等</p> <p>(2)民間委託の推進</p> <p>(3)契約内容の見直しと多様な契約手法の活用</p> <p>(4)収入の確保(入院患者数の確保、外来・デ・ワーカー患者数の確保、診療報酬等の適正確保、未集金の解消)</p> <p>(5)費用の節減・適正化(材料費の削減、委託業務の見直し、人件費の適正化)</p>	<p>1 弾力的な運営体制の確立</p> <p>2 診療体制、人員配置の弾力的運用</p> <p>3 収益の増</p> <p>(1)病床利用率</p> <p>(2)医療機器の稼働率</p> <p>4 費用の節減</p>	<p>1 簡素で効果的な組織づくり</p> <p>2 効果的な業務運営の実現</p> <p>3 事務部門の専門性の向上</p> <p>4 業務改善に不断に取り組み組織風土の醸成</p> <p>5 就労環境の向上</p>	
<p>予算(人件費の見積りを含む)、収支計画及び資金計画</p>	<p>1 予算(平成18年度～平成22年度)(人件費の見積、運営費負担金の算定ルール)</p> <p>2 収支計画(平成18年度～平成22年度)</p> <p>3 資金計画(平成18年度～平成22年度)</p>	<p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>	<p>1 予算(平成20～23年度)</p> <p>2 収支計画(平成20～23年度)</p> <p>3 資金計画(平成20～23年度)</p>	<p>1 予算</p> <p>2 収支計画</p> <p>3 資金計画</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 設定される短期借入金の発生理由</p> <p>なし</p>
<p>短期借入金の限度額</p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>剰余金の用途</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 設定される短期借入金の発生理由</p> <p>なし</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 想定される理由</p> <p>なし</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由</p> <p>なし</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由</p> <p>なし</p>	<p>1 限度額</p> <p>2 想定される短期借入金の発生理由</p> <p>なし</p>
<p>料金に関する事項</p>	<p>・病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p> <p>1 診療料</p> <p>2 駐車場等の使用料</p> <p>3 還付</p> <p>4 減免</p>	<p>・将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)に充てる。</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>2 使用料及び手数料の減免</p>	<p>・将来の投資(病院建物の整備・修繕、医療機器等の購入等)に充てる。</p> <p>1 入院料及び諸料金</p> <p>2 減免及び徴収猶予</p>	<p>・病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>2 使用料及び手数料の減免</p>	<p>病院施設の整備、医療機器の購入等に充てる。</p> <p>1 使用料及び手数料</p> <p>2 減免</p>
<p>その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項</p>	<p>1 病院の施設整備の推進</p> <p>(1)精神医療センターの再編整備(PFI)</p> <p>(2)成人病センターの施設整備(計画)</p> <p>2 大阪府立身体障害者福祉センター附属病院との円滑な統合</p> <p>※大阪府地方独立行政法人法施行細則第4条で定める事項</p> <p>1 施設及び設備に関する計画(平成18年度～平成22年度)</p> <p>2 人事に関する計画</p> <p>3 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p>4 積立金の処分にに関する計画(なし)</p>	<p>1 人事に関する計画</p> <p>(1)方針</p> <p>(2)人員に係る指標</p> <p>2 職員の就労環境の整備</p> <p>3 医療機器・施設整備に関する計画</p> <p>4 法人が負担する債務の償還</p>	<p>1 施設及び医療機器の整備に関する計画</p> <p>2 中期目標の期間を超える債務負担</p> <p>3 適正な職員配置と人事管理</p> <p>(1)職員数</p> <p>(2)人事評価システムの導入</p> <p>(3)業務・能力を反映した任用・給与制度</p> <p>4 職員の就労環境の整備</p> <p>5 年度計画に関すること</p> <p>・目標の数値化</p>	<p>1 人事に関する事項</p> <p>2 職員の就労環境の整備</p> <p>3 医療機器・施設整備に関する事項</p> <p>4 法人が負担する債務の償還に関する事項</p>	<p>1 中期目標期間中の長期借入金の限度額</p> <p>2 積立金の処分にに関する計画</p>